

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 1 日現在

機関番号：12613

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21330021

研究課題名（和文） 変貌する資本主義と市民社会におけるCSRのあり方に関する基礎的研究

研究課題名（英文） Overwhelming Capitalism, Citizenship, and Corporate Social Responsibility: In Search of the Foundational Theory of CSR.

研究代表者

松本 恒雄（MATSUMOTO TSUNEO）

一橋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：20127715

研究成果の概要（和文）：本研究は、CSR のトレンドが一人歩きしている現状に鑑み、自由主義社会における CSR の社会的正当性の基礎を探り、その健全なあり方を模索したものである。本研究の成果としては、①CSR という一見すると新しいトレンドのように見える現象を古い思想や制度とのつながりの中で捉え直したこと、②株式会社とは何か（株主利益最大化のための道具に過ぎないのか、それとも、社会を良くするための制度の一つなのか）という基礎理論研究を一步進めたこと、③CSR の実務・実践に有用な手引きを提供したことなどがあげられる。

研究成果の概要（英文）： The corporate social responsibility (CSR) movement has recently enjoyed wide support in Japan. Many people, however, overlook the tension between basic CSR precepts and the nature of a free economy. Although the primary purpose of this research project is to highlight this fundamental and often ignored tension, this project has also made some modest contribution to the understanding of (a) the feature of CSR by seeing it in its rich historical and social context, and (b) the appropriate role of the modern corporation in a free society. In addition, some of the project members have offered practical guidance about CSR.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	5,700,000	1,710,000	7,410,000
2010年度	4,700,000	1,410,000	6,110,000
2011年度	3,600,000	1,080,000	4,680,000
年度			
年度			
総計	14,000,000	4,200,000	18,200,000

研究分野：民事法学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：CSR、企業の社会的責任、市民社会、資本主義、環境、倫理

1. 研究開始当初の背景

CSR は古くて新しいテーマである。2003 年は日本の CSR 元年などといわれるが、企業の社会的責任（CSR の訳語）という言葉は、50 年以上も前に登場している。そして、1975 年に法務省民事局参事官室の「会社法

改正に関する問題点」の中で「企業の社会的責任」について意見が求められたことを契機に、CSR の法制化の是非をめぐって大きな議論があった（その時の有力な見解は、竹内昭夫「企業の社会的責任に関する商法の一般規定の是非」『会社法の理論 I』

(有斐閣、1984年))。

その後も、企業不祥事などを契機として、周期的に CSR の議論は繰り返されてきたが、本研究の科研費申請当時、以下のような社会情勢があった。たとえば、トリプル・ボトムラインを追求する企業経営 (= 経済・社会・環境という3つの側面での責任を考慮した企業経営) が、持続可能な発展に貢献し、長期的な経済成長に結びつくという、ヨーロッパで先行した議論の強い影響のもと、グローバル企業や経済団体が CSR への取り組みを強化していた。また、国際標準化機構 (ISO) が組織の社会的責任に関する国際規格文書作成作業を開始し、CSR を後押しするグローバルな潮流があった。

その中で、わが国においては、企業の CSR への取り組みを啓蒙したり、CSR への取り組み状況や対応方法を論じる文献は多く見られたが、CSR の基礎理論的な研究が十分に行われていない傾向があった。

2. 研究の目的

上記1のような状況に鑑み、本研究は基本に立ち返った考察を行い、より正当性のある CSR のあり方を検討することにした。

資本主義社会を生きるわれわれには、投資者・消費者としての側面と、市民としての側面があるが、CSR は、その市民としての側面における意識の成熟とともに、会社に対して、利益追求を超えた「社会的に意味のある (= 社会にとっての共通善としての)、そして、法的義務を超えた何か」を要求することである。

しかし、その「何か」が何なのかということや、また、その「何か」を誰がどうやって決めるのか、という根本的な問いを掘り下げて考えることもなく、あいまいな CSR 論が一人歩きしているのが現状である。こうした基本的な問いを厳密に考察することなく CSR を推し進めることは、結局のところ、市民の選択の自由を奪うことになりかねない。そのことは、今更述べるまでもなく、すでに 40 年近くも前にミルトン・フリードマンが指摘していることであるし ("The Social Responsibility of Business

Is to Increase Its Profits," *The New York Times Magazine*, Sept. 13, 1970.)、最近では、ロバート・ライシュも同様の観点からの議論を展開している (*Supercapitalism* (2007))。

彼らは CSR に懐疑的な立場をとっているといえるが、彼らが問題にしていることを CSR のコンテクストに引き直して言えば、「会社が社会貢献に使う支援金は誰のものなのか」ということになるが、さらに突き詰めると、彼らは、「会社は誰のものなのか」そして「民主主義においてあるべき意思決定のプロセスは何か」ということを問いかけているのである。

本研究は、こうした CSR についての基本問題が厳密に考察されることなく、推進論・HOW TO 論ばかりが蔓延している現状を反省し、メンバーが問題意識として上記の基本問題を共有したうえで、CSR の今後のあり方を民事法・企業法・労働法・環境法の各方面から検討したものである。

3. 研究の方法

本研究においては、各研究メンバーは、上記2で述べた問題意識を共有しながら、民事法・企業法・労働法・環境法の4つのパートに分かれて研究を行なった。グルーピングは、各メンバーの専門と、ステークホルダーとして誰を想定するかという観点から行なったが、その配置は以下の通りである。

(i) CSR と顧客・取引先：民事法

上原・松本 (研究代表・総括) ・小野・滝沢・沖野

(ii) CSR とコーポレート・ガバナンス：企業法

杉浦・山部・野田・仮屋 (総括) ・酒井・高橋

(iii) CSR と労働：労働法

盛 (総括)

(iv) CSR と環境：環境法

山田 (総括)

日常は、上記グループ単位での個人研究・共同研究を中心としたが、グループを超えた全体としての研究の交流・調整・問題意識の共有化のために、各グループの総括が、緊密に連携し、研究の進展状況の管

理を行なう体制を構築するとともに、メンバー全体の集中的な問題討議の場として、ゲストスピーカーを招いての勉強会を行うなどした。

4. 研究成果

(1) 民事法グループは、出発点において自由放任を旨とした近代法には、社会関係の規律につき見失われたものが多数あり、社会的責任論は、近代化の過程で見失われたものを再度発見し、かつ法的なものに引き戻す理念の1つと位置づけられることから、単なる恩恵としてではなく、義務として再構成できるものを振り分け、確立するための基礎づけを目的とした研究を行なった。

その結果、CSR と類似の思想を、古い制度、たとえば16世紀ドイツのライヒ条例やゲルマン法的な諸規制の中にも見だし、①所有権だけではなく、売買、賃貸借、雇用や団体の規制においても、社会的責任や公共的性質を強調するものがあること、②こうした規制が、契約自由の時代に捨象されたことによって、企業と取引の自由が確立し、その反面、その法律外の規制として、新たな概念が必要となること、③CSR を企業による恩恵の次元とする思想に変革を迫るものであることなどを明らかにした。

たとえば、後掲の小野論文は、おもに19世紀における重要な法思想を検討し、19世紀には、なお部分的には、倫理の自律的規制が中世的な古き良き法の伝統の中に残存していたが、末期には、国家法万能の時代が到来し、かつそれが不十分なものとなった過程を描き出している。そのほか、組織の社会的責任に関する国際規格であるISO26000の策定に深く関わった松本が、『ISO26000 実践ガイド』を公表するなど、CSR の実践に貢献する業績の公表や活動にも努めた。

(2) 企業法グループは、本研究事業の準備作業の1つに位置づけることができる野田博「社会的責任を意識した企業活動の拡大・支援と法」川村正幸先生退職記念論文集『会社法・金融商品取引法の新展開』355頁以下所収（中央経済社2009.3）の「CSRの拡大・支援と法」という観点から、CSRの定

義とCSRへのアプローチを再考し、株式会社を非営利事業に活用するための解釈論を提示するなどの成果があった。

また、ISO26000の発行・会社法の見直し作業における従業員代表監査役制度の提言等に象徴されるように、企業は社会において存在し、さまざまなステークホルダーとの関係において活動していることを重視する時代の流れに鑑み、ステークホルダーの利益と会社法の関わりを再度整理し直す作業などを行った。そして、こうした「ステークホルダー論を基盤とする会社法」は、「高度の理想主義 (high idealism)」の立場からの会社法であり、理念としての響きは良いのであるが、経営者のモニタリングの実効性を削ぎ、経済的な効率性を低下させることにつながるおそれがあることを指摘した（たとえば仮屋論文）。

(3) 労働法グループは、近年の雇用・労働問題をめぐっては、今後の少子高齢化社会に対応すべく、高年齢者雇用の拡大や、少子化対策と連動したワーク・ライフ・バランスの推進など、企業にとっても新たな社会的要請への対応が求められている反面で、偽装請負、日雇派遣、「名ばかり店長」への残業代不払問題など、企業による法令不遵守や脱法的行為は跡を絶たないという錯綜した状況があることに鑑み、雇用・労働分野におけるCSRがいかなる意義と内容を有し、それが今後どのように展開していくべきかの検討を行ってきた。そして、ヨーロッパ諸国におけるCSRの理論的・制度的な動向についての調査・研究を基礎としつつ、労働者の労働条件や雇用に関して企業に望ましい行動を選択させるインセンティブの観点からの検討を始めた。

(4) 環境法グループは、環境法の基本原則としては協働原則が強調され、環境法制における企業と社会との協働についてはすでに多くの研究があるが、そこにおける企業の責任という観点を明確に意識した研究は、必ずしも多くはないことに着目し、EU法やドイツ法を参照材料として、化学物質規制や廃棄物規制などの諸分野で、企業の責任が拡大していく過程を再確認することによって、環境に対する企業の責任について

の基本的な考え方を再検討するという作業を行った。

そして、いまだに対策が進んでいないナノ物質に関する環境リスクへの対応について、ドイツやEUの対応を参考に、行政と事業者との役割分担を検討するとともに、ドイツにおける「保証国家」の観念を手掛かりに、現代国家における公的任務の遂行における国家と事業者との協働のあり方を示した（後掲山田論文）。

(5)以上のとおり、本研究には、①CSRという一見すると新しいトレンドのように見える現象を古い思想や制度とのつながりの中で捉え直したこと、②株式会社とは何か（株主利益最大化のための道具に過ぎないのか、それとも、社会を良くするための制度の一つなのか）という基礎理論研究を一步進めたこと、③市民社会における意思決定のプロセスのあり方を正面に見据えて、企業のアカウンタビリティを捉え直すという基本問題を意識しつつ、実務的・実践的な面でも貢献できたことなどの成果があった。

(6)しかしながら、本研究は、CSRを個人性と公共性の関係を捉え直す議論として位置づけ、その健全な発展の方向を探るという根源的な課題に十分切り込むことができたとはいえない点で、満足できないものである。この点については、今後の研究で補っていきたいと考えている。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計24件）

- ①杉浦保友、英国 Bribery Act 2010 の法人贈賄防止懈怠罪における法人刑事責任と域外適用の問題、日本大学法科大学院法務研究、査読有、8号、2012、109-135
- ②杉浦保友、実務からの総括およびコメント、株式会社商事法務『諸外国における保証法制および実務運用についての調査研究業務報告書』、査読無、2012、161-173
- ③松本恒雄、ISO26000 はなぜ必要なのか、

人間会議、査読無、2011 冬号、2011、192-197

- ④小野秀誠、法学上の発見と民法（1）、一橋法学、査読無、10巻、2011、67-105、
<http://hdl.handle.net/10086/19261>
- ⑤松本恒雄、化粧品安全・安心と表示—消費者に信頼される開発、マーケティング、苦情対応、査読有、35巻3号、2011、191-196
- ⑥松本恒雄、国民生活センターの統廃合問題をめぐって、松本ほか編著『消費者取引と法』（民事法研究会）全843頁、査読無、2011、2-37
- ⑦松本恒雄、消費者契約法の10年と今後の課題—民法（債権法）改正との関係を含めて、NBL、査読無、959号、2011、39-49
- ⑧上原敏夫、座談会「動き出す消費者クラス・アクション制度」、ビジネス法務、査読無、11巻1号・2号、2011、50-62・58-72
- ⑨松本恒雄、経済社会における法、法学セミナー、査読無、666巻、2010、2-5
- ⑩松本恒雄、法制度としてのリコールと自主的取り組みとしてのリコール、生活安全ジャーナル、査読無、9号、2010、8-12
- ⑪松本恒雄、CSRの潮流とこれからの企業行動、査読無、60巻11号、2010、2-8
- ⑫小野秀誠、比較法の系譜と民法、民事法情報、査読無、282号、2010、22-37
- ⑬松本恒雄、消費者庁・消費者委員会の設置の意義と企業に求められる対応、季刊事業再生と債権管理、査読無、127号、2010、4-11
- ⑭松本恒雄、民法改正と消費者—総論、現代消費者法、査読無、4号、2009、4-12
- ⑮松本恒雄、消費者庁・消費者委員会の設置に見る21世紀型消費者政策の進展—その論点と課題、生活協同組合研究、査読無、405号、2009、5-13
- ⑯松本恒雄、債権法改正と消費者保護、法律のひろば、査読無、62巻10号、2009、20-27
- ⑰松本恒雄、消費者法における公私協働とソフトロー—消費者市民社会の実現における法の役割、新世代法政策学研究、査

読無、2号、2009、81-103

- ⑱小野秀誠、改正貸金業法施行と課題、月刊司法書士、査読無、445号、2009、2-7
- ⑲小野秀誠、EU消費者信用指令とドイツ民法の改正、現代消費者法、査読無、4号、2009、90-97
- ⑳山部俊文、不公正な取引方法規制の再検討／公正競争阻害性・再論、日本経済法学会年報、査読無、30号、2009、19-36
- ㉑仮屋広郷、株主の権利と定款によるその制限、ジュリスト増刊・会社法の争点、査読無、5巻、2009、26-27
- ㉒滝沢昌彦、契約の成立・法律行為(特集「債権法改正の基本方針」を読む)、法律時報、査読無、81巻10号、2009、37-42
- ㉓杉浦保友、実務的インパクトの検討(特集「ウィーン売買条約—国際的な物品売買契約に対する意義と影響」)、ジュリスト、査読無、1375号、2009、32-42
- ㉔杉浦保友、欧州での販売店契約に関する新しい一括適用免除規制(Block Exemption)案の発表と日本企業への影響、国際商事法務、査読無、37巻12号、2009、1583-1592

[学会発表](計7件)

- ①山田洋、日本における環境影響評価と訴訟、環境法及び災害防止法国際学術シンポジウム、2012年1月7日、国立台北大学
- ②松本恒雄、消費者契約法の10年と今後の課題—民法(債権法)改正との関係を含めて、日本私法学会第75回大会、2011年10月10日、神戸大学
- ③杉浦保友、「法科大学院における国際関係私法教育の現状と課題」国際取引法、国際私法学会、2011年10月10日、関西学院大学
- ④杉浦保友、報告:「世界の賄賂規制と実務対応」「日米英の外国公務員贈賄規制」、国際取引法フォーラム、2011年9月17日、中央大学後楽園校舎6号館
- ⑤杉浦保友、「民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理」に対するコメント「第31 不当条項規制～第36 消滅時効」、国際取引法フォーラム、2011年7

月23日、中央大学後楽園校舎3号館

- ⑥松本恒雄、化粧品安全・安心と表示—消費者に信頼される開発、マーケティング、苦情対応、第36回日本化粧品学会、2011年6月9日、有楽町朝日ホール
- ⑦山部俊文、不公正な取引方法規制の再検討／公正競争阻害性・再論、日本経済法学会、2009年10月17日 東京

[図書](計6件)

- ①杉浦保友・久保田隆編、中央経済社、ウィーン売買条約の実務解説 第2版、2011、404
- ②山田洋、新美育文・松村弓彦・大塚直(編)商事法務、環境法体系、2011、1144(109-126)
- ③野田博、柴田和史・野田博(編)法政大学出版社、会社法の実践的課題、2011、190(87-149)
- ④仮屋広郷、柴田和史・野田博(編)法政大学出版社、会社法の実践的課題、2011、190(151-163)
- ⑤山田洋、他、第一法規、リスクマネジメントと公共政策—経済学・政治学・法学による学際的研究、2011、253(155-163)
- ⑥松本恒雄、他、成文堂、消費者市民社会の制度論、2010、230(3-21)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松本 恒雄 (MATSUMOTO TSUNEO)
一橋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号: 20127715

(2) 連携研究者

杉浦 保友 (SUGIURA YASUTOMO)
日本大学・法務研究科・教授
研究者番号: 70361847

上原 敏夫 (UEHARA TOSHIO)
明治大学・法科大学院・教授
研究者番号: 30114937

盛 誠吾 (MORI SEIGO)
一橋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号: 90134874

山田 洋 (YAMADA HIROSHI)
一橋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：20158215

小野 秀誠 (ONO SHUSEI)
一橋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：30143134

山部 俊文 (YAMABE TOSHIFUMI)
一橋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：50183984

野田 博 (NODA HIROSI)
一橋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：70189405

滝沢 昌彦 (TAKIZAWA MASAHIKO)
一橋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：80179580

仮屋 広郷 (KARIYA HIROSATO)
一橋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：50262390

沖野 眞己 (OKINO MASAMI)
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授
研究者番号：80194471

酒井 太郎 (SAKAI TARO)
一橋大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：90284728

高橋 真弓 (TAKAHASHI MAYUMI)
一橋大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：90340273